

営業許可が必要な業種・営業品目一覧

1 営業許可が必要な業種・営業品目は次のとおりです。許可書等の写しを提出してください。

業種・営業品目			必要な許可・届出等	
販売	12	燃料類(注 1)	☐ 液化石油ガス販売事業	☐ 一般ガス事業・ガス小売事業
			☐ 簡易ガス事業	☐ 揮発油販売業
			☐ 石油販売業	☐ 小売電気事業
	13	医療機器(注 2)	☐ 医療機器販売業(注 3)	☐ 高度管理医療機器等販売業(注 3)
			☐ 医薬品販売業(注 3)	☐ 薬局開設者(注 3)
	14	医療用薬品	☐ 医薬品販売業(注 3)	☐ 薬局開設者(注 3)
			☐ 毒物劇物販売業(注 3)	
	35	肥料・飼料・農薬	☐ 肥料販売業	☐ 農薬販売業
38	工業用薬品	☐ 毒物劇物販売業(注 3)	☐ 高圧ガス販売事業	
		☐ 動物用医薬品販売業		
買受け	42	－	☐ 古物商営業	
催物、 映画、 広告、 その他 の業務	46	旅行代理業務	☐ 旅行業	
		給食業務	☐ 飲食店営業	
		洗濯業務	☐ クリーニング業	
		人材派遣業務	☐ 労働者派遣事業許可	
		旅客運送業務	☐ 一般乗合旅客自動車運送業	☐ 一般貸切旅客自動車運送業
			☐ 特定旅客自動車運送業	
		貨物運送業務	☐ 一般（特定）貨物自動車運送業	
		健康診断業務	☐ 病院開設許可	☐ 診療所開設届
		保険業務	☐ 損害保険業	☐ 自動車共済事業
		職業紹介業務	☐ 有料職業紹介業許可	
建築物 管理	47	人間警備	☐ 警備業【埼玉県公安委員会の認定】	
			☐ 警備業【埼玉県以外の公安委員会の認定】と埼玉県公安委員会への営業所設置等届出	
		機械警備	☐ 警備業と埼玉県公安委員会への機械警備業届出	
	49	浄化槽保守点検	☐ 浄化槽保守点検業【埼玉県、さいたま市及び県内中核市のいずれかの登録】	
		浄化槽清掃	☐ 浄化槽清掃業【県内市町村の許可】（市ほか 市町村）	
	50	一般廃棄物処理	☐ 一般廃棄物処分業【県内市町村の許可】（市ほか 市町村）	
			☐ 一般廃棄物収集運搬業【県内市町村の許可】（市ほか 市町村）	
		産業廃棄物処理	☐ 産業廃棄物処分業	
			☐ 産業廃棄物収集運搬業【埼玉県、さいたま市及び県内中核市のいずれかの許可】	
賃貸	51	医療機器(注 2)	☐ 医療機器貸与業(注 3)	☐ 高度管理医療機器等貸与業(注 3)
			☐ 特別管理産業廃棄物処分業(注 4)	
官公需適格組合			☐ 官公需適格組合証明書	

注 1 販売数量によって、届出が不要場合があります。

注 2 品目によって、許可・届出が不要場合があります。

注 3 許可書上の住所（所在地）と契約者の住所が一致していることが必要です。

注 4 1つの許可が2つの許可を兼ねることがあります。

2 営業に許可等は不要ですが、証明書を有することを登録する場合、許可書等の写しを提出ください。

建築物管理	☐ 環境衛生総合管理業	
	☐ 飲料水貯水槽清掃業	☐ 飲料水水質検査業
	☐ ねずみこん虫等防除業	☐ 空気環境測定業
	☐ 計量証明事業	☐ 作業環境測定機関
	☐ 清掃業	☐ 医療関連サービスマーク

3 その他

業種表・営業品目については、町のホームページ等で確認してください。